

尤ノ条件ニ依リ内滿解決セリ

記

1. 解雇ヲ取消シ従業員日給五分ヲ値下スルコト

但シ事業主側負債ニツキ債権者ト協定出来タル場合ハ値下

セザルコトアルヤシ

2. 労資協調ノ趣意ニ基キ共済互助會ヲ設立スルコト

3. 争議中ノ日給半額ヲ支給スルコト

但シ此ノ日給半額ハ来月十日支給スルコト

4. 争議中ノ費用トシテ金一封(百五十円)ヲ支給スルコト

右及申(通報候也)

労働組合本部

昭和二十一年十月十日

労働組合本部

労働組合本部

化

常務理事

神石硝子院環製造貿易工場

労働部課

所在地 神石市林田田町荊藤通方丁目

従業員 一〇一名(内女性七名)

代表者 堀内 九。名(内女性七名)

労働部 堀内 九。名(内女性七名)

発生年月 二月十三日

経結年月 二月十五日

労資関係 良好

工場内ハ二月十日ノ争議不極一カ男工ニ対シ三日ハ元代ニテ

休業ニシテ三月ノ争議ニシテ従業員ハ不規則に休職トシテ